

令和7年度にいただいたご意見・回答

日付	分野	生活環境・資源循環
2月16日	ご意見	<p>隣のアパートに住んでいる方が雪が少しでも積もると朝方5時頃から雪かき機を使って除雪をします。雪をかくのは問題ないのですが、機械の音がうるさく、朝も早いので不眠症ぎみになってしまったことがあります。</p> <p>去年祖母を通して伝えたのですが改善されず、30cm以上積もっているのならまだしも10cm以下でも機械を使ってかいています。</p> <p>本日も朝5時半前から雪をかいていて寝不足になってしまい仕事に集中出来ないほどでした。また過去にその音のせいで不眠症になり、睡眠薬を飲まないと寝られなくなった経験があります。</p> <p>大家さんに相談したのですが、大家さんが高齢のため対応が難しいそうです。このような場合どうしたら良いのか分からないため、こちらにご相談させて頂きました。</p>
	回答	<p>騒音問題は、工場や工事現場、また自動車騒音や生活騒音などさまざまあり、市への相談件数の多い事案となっております。</p> <p>今回のご相談は、生活騒音に関するご相談ですが、生活騒音に対する音量や音の種類に対する感じ方は、人によって様々であることから、一律に基準を設けることが難しく、国においても原則は当事者間での話し合いやお互いの配慮により解決を図ることを推奨しており、法的規制を設けていないのが実情です。</p> <p>しかしながら、発生源となる行為の内容や時間帯、程度などにより、明らかに原因者に非がある場合は、原因者に市からお話をさせていただくことは可能です。ご希望の場合は、詳しく内容を伺う必要がありますので下記までご連絡ください。ただし、申し訳ありませんが、今回の事案は除雪に関するものであり、かつ時間帯も含め、原因者にご理解いただくのは難しい案件であると考えておりますのでご了承ください。また、アパートやマンション等にお住まいの場合は、まずは管理会社等にご相談することもご検討ください。</p> <p>より具体的、根本的な解決をお望みの場合は、国の公害等調整委員会や県の公害審査会など公害紛争処理の専門機関に解決を委ねることもできますので、参考までに相談窓口のURLをご紹介します。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>公害紛争処理制度に関する相談窓口 https://www.soumu.go.jp/kouchoi/</p>
2月26日	ご意見	<p>無料可燃ごみ処理券の配付枚数についてお伺いさせていただきたく、ご連絡いたしました。</p> <p>わが家は2人世帯のため、年間90枚を配付いただいておりますが、令和8年4月～令和9年3月の間に月曜日・木曜日が収集日の場合、年間の収集回数が104回となるようです。</p> <p>収集回数に対して配付枚数が少なく、毎年不足してしまい困っています。</p> <p>追加配付の制度や、今後配付枚数が見直されるご予定などはございますでしょうか。</p> <p>お忙しいところ恐れ入りますが、ご教示いただけましたら幸いです。</p>
	回答	<p>お問合せいただきました、無料ごみシールの枚数が年間の可燃ごみ収集日の日数に比べ、不足することについて、大変ご不便をお掛けしております。</p> <p>高山市では、家庭から排出されるごみの量を少しでも削減するため、無料ごみシールの配付を開始した経緯がございます。</p> <p>各家庭から排出されるごみの量を市の配付する無料ごみシールの枚数内に収めていただくことで、結果として家庭ごみの処分料が無料となり、各家庭でのごみの減量化意識の高揚に繋がることを期待しております。</p> <p>こうしたことから、無料ごみシールの配付枚数については、ごみの排出量目標や世帯人数などから高山市廃棄物の処理及び清掃に関する規則で定めており、ごみ収集日すべてに対応するようにはしていません。(収集日数に合わせたシール枚数とはなっていません)</p> <p>もしごみ収集日ごとにごみ出しをされているようでしたら、無料ごみシール制度の趣旨をご理解いただき、シール枚数に収まるようまとめ出しなどご対応いただくようお願いいたします。それでも不足した場合は、有料ごみシールのご購入をお願いします。</p> <p>なお、令和8年度より新ごみ処理施設も本格稼働し、ごみシール制を開始した平成4年度とは社会情勢や生活環境も大きく変化していることから、現在、ごみシール制やごみ処理料金の見直しを進めているところです。</p> <p>今後とも、高山市のごみの減量化にご理解とご協力をお願いいたします。</p>